

青木村遊休荒廃農地対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、遊休荒廃農地の解消を図るため、遊休荒廃農地を再生活用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において遊休荒廃農地とは、概ね3年以上耕作されていない農地で、村長又は農業委員会が認める荒廃農地とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、個人にあつては村内に住所を有する者、法人等にあつては村内に主たる事業所を有する者で、遊休荒廃農地の解消を図る農業者、団体並びに遊休荒廃農地を取得し、又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき5年以上の利用権を設定した農業者、特定法人及び団体とする。

2 補助金の交付条件は、村税の滞納がないこととし、5年以上耕作を継続するとともに、当該遊休荒廃農地の存する地区の農業委員が、遊休荒廃農地対策事業実施者として適当であると認める者であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

対象経費	補助金額
次に掲げる遊休荒廃農地の解消に要する経費	<u>5アール当たり 20,000円以内</u>
1 草刈り、伐根、耕起及び整地	
2 土壌改良	
3 作物の作付け	

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切捨てとする。

3 村長は、特に荒廃の規模が広く解消に要する経費が大きいと認めるときは、前項の補助金額に30,000円以内の額を加算することができる。

(交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 当該遊休荒廃農地は、村内の農地とし、面積は5アール以上であること。

(2) 5年以上継続して耕作すること。

(3) 当該遊休荒廃農地の存する地区の農業委員が、遊休荒廃農地対策事業実施者として適当であると認める者であること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、青木村遊休荒廃農地対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、村長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 収支予算書
- (3) 登記簿又は売買契約書の写し(取得の場合)
- (4) 農用地利用集積計画書の写し(利用権設定の場合)
- (5) 賃貸借契約書の写し(賃借の場合)
- (6) 5年間の作付計画書
- (7) 現況写真

(交付決定)

第7条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を青木村遊休荒廃農地対策事業補助金交付(却下)決定書(様式第2号)により通知するものとする。

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、次の各号に該当するときは、当該各号に定める書類を村長に提出するものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき
青木村遊休荒廃農地対策事業変更承認申請書(様式第3号)
 - (2) 事業を中止しようとするとき
青木村遊休荒廃農地対策事業補助金交付申請取下書(様式第4号)
- (実績報告)

第9条 補助金の交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに青木村遊休荒廃農地対策事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出するものとする。

- (1) 収支精算書
 - (2) 領収書等の写し
 - (3) 事業完了後の遊休荒廃農地の写真
- (重複助成の排除)

第10条 この補助金は、青木村獣害防除対策事業補助金以外の他の条例、規則等により助成対象となった事業については、重複して交付しない。

(補助金の返還)

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が第5条第1項の規定を履行できなくなったときは、交付された補助金を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

※令和 5 年 2 月 24 日開催の農業懇談会や農業者の皆様から、面積要件の緩和の要望をいただき、令和 5 年 4 月 1 日より、面積要件を「10アール以上」から「5アール以上」に変更し、より多くの荒廃農地の解消を目指す。